

金沢市長土塀青少年交流センター条例施行規則及び金沢市長土塀青少年交流センターの使用料の減免に関する審査基準の制定（案）の概要

1 金沢市長土塀青少年交流センター条例施行規則の制定

(1) 制定の趣旨

本市では、次代を担う青少年の主体的な学び並びに青少年相互及び青少年と他の世代との交流を促進することを通じて、健全で活力に満ち、創造性豊かな青少年の育成を図るため、金沢市長土塀青少年交流センターを設置することとし、「金沢市長土塀青少年交流センター条例」（以下「条例」といいます。）を平成31年3月25日に公布し、規則で定める日から施行することとしています。

条例の制定に伴い、金沢市長土塀青少年交流センター条例施行規則を制定し、交流センターの使用の申請、入館の制限等必要な事項を定めます。

(2) 制定の内容

① 交流センターの使用の申請（条例第9条関係）

- ・ 申請書の様式、受付期間、予約システムによる使用申請等について定めます。
- ・ 受付期間は、次のとおりとします。

条例第7条に規定する活動団体 （《参考》(4)参照）	使用日の3か月前の属する月の初日から 使用日の前日まで
その他の団体	使用日の1か月前の属する月の初日から 使用日の前日まで

- ・ 申請は、申請書を提出する方法のほか、予約システムを通じて行うことができることとします。

② 使用料の減免（条例第13条関係）

使用料の減免を受けようとする場合の申請書の様式を定めます。

③ 使用者の遵守事項

交流センターの使用に当たっては、許可を受けないで寄附金の募集や物品の販売等をしていないことなど、使用者の遵守事項について定めます。

④ 入館の制限

所長は、他人に対し危害を及ぼす物品又は他人の迷惑となる物品を携帯する者などに対して、入館を拒否し、又は退館を命ずることができることとします。

2 金沢市長土塀青少年交流センターの使用料の減免に関する審査基準の制定

(1) 目的

条例第13条に規定する使用料の減免の対象及び額を定めます。

(2) 使用料の減免に関する審査基準（案）について（条例第13条関係）

次の場合には、使用料の全額を免除することとします。

- ① 市内の幼稚園、保育所等、義務教育諸学校、高等学校又は高等教育機関が、

授業その他の教育活動として使用する場合

- ② 金沢市又は金沢市教育委員会が主催する事業に使用する場合

3 施行期日

1・2とも、条例の施行の日（平成31年7月を予定）から施行します。

《参考》金沢市長土塀青少年交流センターの概要

(1) 施設の概要

① 位置

金沢市長町3丁目3番3号

② 施設

交流活動室、プレイルーム、多目的室、調理実習室、和室、音楽活動室、学習室、大集会室、控室（以下「交流活動室等」といいます。）

(2) 主な事業

- ・ 青少年の主体的な学びを促進するための事業の企画及び実施に関すること。
- ・ 青少年相互及び青少年と他の世代との交流を促進するための事業の企画及び実施に関すること。
- ・ 青少年及び青少年団体（青少年の健全な育成を図ることを目的とする団体をいう。）の活動の支援に関すること。
- ・ 青少年に関する情報の収集及び提供に関すること。
- ・ 交流センターの施設及び設備の提供に関すること。

(3) 施設の使用

① 開館時間

午前9時から午後9時まで

② 休館日

月曜日（祝日の場合は、直後の平日）、12月29日から1月3日まで

(4) 交流活動室等の使用料

条例別表に定める額。ただし、条例第7条に規定する活動団体（次のいずれかに該当するもので、交流活動室等において交流センターの設置の目的に適合する活動を行うもの）は無料

- ① おおむね5人以上の団体で、構成員の過半数が市内に居住し、勤務し、又は在学する6歳から30歳までの青少年であるもの
- ② 市内を主たる活動の場とする青少年団体